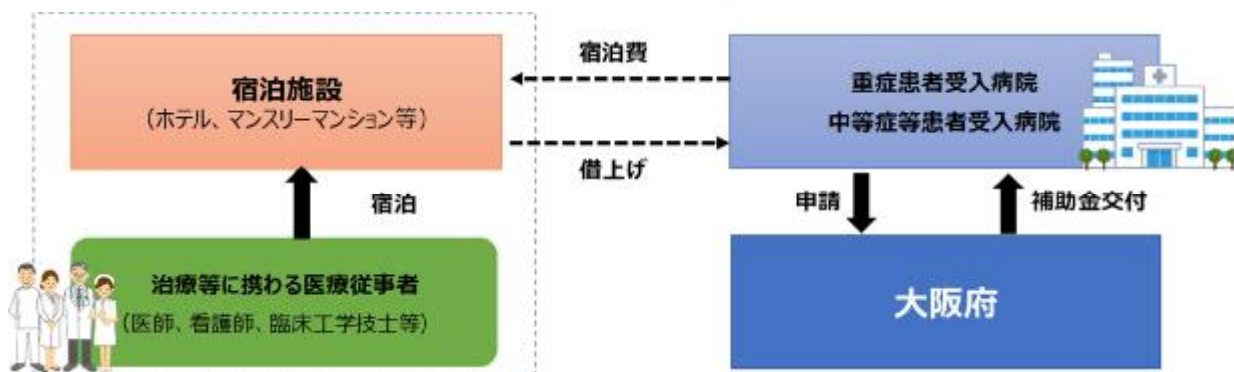


新型コロナ患者受入医療機関への支援メニュー（医療従事者への支援）

新型コロナウイルス感染症にかかる医療従事者宿泊施設等の確保について

■目的

新型コロナウイルス感染症入院患者等（以下、「感染症入院患者」という。）を受け入れる医療機関が、感染症入院患者対応のため深夜勤務となる医療従事者に対し確保する宿泊施設及び住居の借上げ費用について、補助を行う。



■概要

補助事業者：府の要請に基づき感染症入院患者等を入院させる医療機関

補助事業：補助事業者が実施する、医療従事者の業務が新型コロナウイルス感染症患者の対応のため深夜に及んだ場合、若しくは医療従事者が基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等に利用する宿泊施設及び住居の借上げを行う事業

対象期間：〔始期〕令和2年4月1日
〔終期〕知事が判断した日（現時点では未定）

対象経費：宿泊施設等の借上げにかかる費用 1室あたり4,000円/日

上限額 4～8月分：補助事業者が借上げた宿泊施設等施設の延べ室数×4,000円
9月分以降：（対象月における軽症・中等症受入れ病床の延べ運用病床数×3+対象月における重症受入れ病床の延べ運用病床数×6）×4,000円

申請単位：毎月

申請期限：毎月、前月20日まで

※4月分～8月分については、令和2年8月31日（月）まで

補助率：10分の10

■手続き等

受付開始：令和2年8月13日（木）（終了時期は未定）

受付方法：大阪府ホームページから様式をダウンロード ※申請はメール送付及び郵送

交付時期：大阪府による検査終了後